

# 令和2年第12回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年12月24日(木) 14時00分～15時50分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

## 1 欠席者の氏名

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

## 1 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

議案第54号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第55号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

議案第57号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第58号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

議案第59号 南島原市有家総合運動公園整備検討委員会設置要綱を廃止する告示について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

### 第7 閉会

#### 日程 第1 開会

永田教育長  
永田教育長

＜開会あいさつ＞  
それでは、只今から、「令和2年第12回定例会」を開会いたします。

#### 日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人につきましては、近藤委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

＜令和2年第11回定例会…近藤委員が署名＞

#### 日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「塩田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

永田教育長

それでは、会議録署名人に「塩田委員」を指名いたします。

#### 日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

（別紙により、令和2年11月19日から令和2年12月21日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

#### 日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第54号「南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

スポーツ振興課長

議案第54号「南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由としましては、令和3年3月31日をもって廃校となります、南島原市立蒲河小学校、及び南島原市立新切小学校の体育館を、社会体育施設として活用するため、提案するものでございます。

資料の4ページ、5ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1、別表第2及び別表第3の4に、南島原市有家蒲河体育館、南島原市有家新切体育館を加えるものです。

なお、廃校となった学校施設の活用方針は、基本的には、体育館のみ社会体育

施設に所管替えをおこない、校舎及びグラウンドにつきましては、「跡地活用検討委員会にて検討する」としております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

今まで廃校となった学校施設の跡地活用について、今まで成功した例があれば、説明をお願いします。

スポーツ振興課長

廃校の利活用の成功例の主なものとしては、旧古園小学校と旧口之津第三小学校が、社会福祉施設として、旧長野小学校が、創業支援施設、サテライトオフィスとして、旧長野小学校塔ノ坂分校が、南島原食堂として、旧白木野小学校が、アーティストインレジデンス事業の拠点施設、アートビレッジ・シラキノとして活用されております。

学校教育課長

補足して説明します。

あと、旧布津小学校第一分校が、現在、通級型心の教室「つばさ」として、今後は、適応指導教室に改名しようとしておりますが、この「つばさ」で、校舎に加え、グラウンド、体育館も含め有効に活用しております。

松尾委員

有家蒲河体育館と有家新切体育館が社会体育施設として追加されますが、中学生なども利用できるのか、また使用料の減免等があるのか、お伺いします。

スポーツ振興課長

これらの体育館は、社会体育施設としての活用になりますので、一般成人の方に加え、小学生、中学生も利用することができます。

減免につきましては、他の体育館と同様に、部活動としての利用を免除対象とする予定です。

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第54号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第54号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第55号「南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

スポーツ振興課長

議案第55号「南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由としましては、南島原市立小学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。令和3年3月31日をもって、廃校となります。南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校を、別表第1の1小学校の「学校開放を行う学校及び施設」から削除するものです。

以上で、議案第54号の説明を終わります。  
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長  
吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。  
グラウンド、体育館、プールを解放されるのは大変いいことだと思いますが、プールの解放について、保護者の監視に任せているのか、この辺の監視、安全確保体制について、お伺いしたいと思います。

スポーツ振興課長

現在、布津小学校、北有馬中学校、西有家中学校については、管理員を委託しております。

永田教育長

他にございませんか。  
特にないようですので、お諮りします。

「議案第55号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第55号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第56号「南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第56号「南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由としましては、南島原市歴史民俗資料館の障害者に対する入館料について、精神障害者保健福祉手帳の所持者を新たに適用対象とするため、所要の改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1の備考欄の「身体障害者手帳及び療育手帳」に精神障害者保健福祉手帳を加え、「身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳」に改正するものです。

4ページをご覧ください。

別表第1中、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、下段の（）書きの金額となります。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

北有馬歴史民俗資料館の現状について、追加で説明をお願いします。

文化財課長

北有馬歴史民俗資料館についてですが、旧北有馬町の歴史民俗資料館を新市にそのまま引き継いだものでございますが、現在は、一般に公開しておりません。

現在、旧北有馬幼稚園の1階部分を含め、教育財産として所管替えするよう手続きを進めており、今後一体的に検討していきたいと考えております。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

近藤委員 現在は、利用者もいない、利用できないような状態ですので、資料の活用を含め、検討してもらいたいと思います。

吉田委員 資料館にあるいろいろな資料の展示は、どんな形であっても、やってもらいたいと思います。

永田教育長 一般の方が利用できるような状況ではないので、今後どうするか、担当課を含め、教育委員会全体で検討していかなければいけないと思います。

永田教育長 他にございませんか。  
特にないようですので、お諮りします。  
「議案第56号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第56号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第57号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第57号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。  
令和3年4月1日に予定する機構組織の改編及び分掌事務の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。  
機構組織の改編として、スポーツ振興課を生涯学習課に統合し、教育総務課、生涯学習課の班名を変更いたします。  
また、現在、学校教育課で所管している「小・中学校適正規模・適正配置に関すること」を「小・中学校適正規模・適正配置に関する計画及び総合調整に関すること」を教育総務課で、「小・中学校の統合準備委員会及び閉校準備協議会に関すること」を学校教育課で所管するように事務分掌を見直すものでございます。  
資料6ページの新旧対照表をご覧ください。  
第2条の表中、教育総務課の班名を「教育総務班」及び「教育施設班」へ、生涯学習課の班名を「社会教育班」へ改正し、スポーツ振興課、スポーツ振興班を削除し、新たに生涯学習課の班へ「スポーツ振興班」を追加します。  
別表第1について、教育総務課の班名を「教育総務班」及び「教育施設班」へ改正し、教育総務課の分掌事務中、「(19) 教育振興基本計画に関すること。」の次に「(20) 小・中学校適正規模・適正配置に関する計画及び総合調整に関すること」を追加します。  
学校教育課、学事班の分掌事務中、「(13) 小・中学校適正規模・適正配置に関すること」を「(13) 小・中学校の統合準備委員会及び閉校準備協議会に関すること」に改正するものでございます。  
また、生涯学習課、「生涯学習班」の班名を「社会教育班」へ改正します。

スポーツ振興課、スポーツ振興班及び分掌事務を削除し、新たに、生涯学習課の社会教育班の次に、「スポーツ振興班」及び分掌事務を追加するものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第57号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第58号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第58号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

提案理由としましては、卒業証書の様式及び出席簿の様式並びに出席簿記入の手引きについて見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

卒業証書の様式については、南島原市校長会からの要望もあったことから、縦書きから横書きの様式へ改めるものでございます。

また、出席簿の様式変更については、男女共同参画共生社会の実現に向けた学校の取組として、性別で分けない名簿の使用について長崎県教育庁義務教育課長からも指導がっております。

1ページをご覧ください。

改正内容として、南島原市立小・中学校処務規則（平成18年南島原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第3号の1及び第3号の2」を「様式第3号」に改める。

様式第2号を次のように改めるものであります。

ここから先の説明は、新旧対照表が分かりやすくなっておりますので、資料5ページをご覧ください。

これまで横長、縦書きの様式であったものを縦長、横書きの様式に改めます。

補足となりますが、このことにより、南島原市記念品の卒業証書ホルダーについては、このようなものを想定しております。（現物を示す）

6ページをご覧ください。

様式第3号 出席簿の様式及び記入の手引きです。様式改正に係る修正をしております。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長                   この件について、何か質疑などはございませんか。

近藤委員                   これで良いとは思いますが。しかし出席欄で男女を区別しないということですが、特に中学校では、現実的に男女の区別が必要な場合があると思います。

                                  区別と差別は違いますので、実際の教育現場では、例えばトイレ、学級編制などで、男女を区別して考えざるを得ない場合が存在すると思います。

学校教育課長                県内の学校での流れとして、性別を分けない名簿が徐々に増えてきております。

                                  また、県教委からもそのような指導があつているところであります。

                                  当然、男女を分けないといけない行事等があります。

                                  例えば、健康診断、身体測定等は、別の名簿があつた方がやりやすいというのがありますので、別にそれに沿つた別の名簿を作成されるという状況が考えられますが、今回は、県下の流れ、県教委の指導を踏まえ、このような男女の性別を分けない出席簿の様式に改正させていただきたいと考えております。

教育長                        小学校入学時に、幼稚園、認定こども園等に行っていない子どもについても、性別の確認をどうするか整理をしておく必要があるかと思ひます。

松尾委員                    小学校と中学校の引継ぎがあると思うので、その時点で性別の確認は可能かと思ひますが、小学校入学時には、確認が必要になってくるかと思ひます。

                                  また、卒業証書について、公印を押す所が3か所ありますが、学校印、校長印は、印刷で対応できるのでしょうか。

学校教育課長                卒業証書の公印につきましては、これまでも印刷で対応している学校もございますので、今回の改正後でもこれまでどおり可能です。

吉田委員                    性別観というか、表に出にくいLGBTの問題もあり、いろいろ複雑だと思ひます。

                                  男女の性別の確認方法や子どもへの対応など、複雑な問題を含んでいると思ひますので、今後どのような対応をしていけばいいのか、将来的なことも含め、十分検討して欲しいと思ひます。

学校教育課長                貴重なご意見ありがとうございます。

                                  確かに、こういった悩みを持った子どもがいる可能性もあるので、カウンセリング等、学校で子どもの悩み等を受け止められるような体制を取れるよう進めていきたいと思ひます。

                                  他市では、制服等も選択できるような制度を始めた事例もありますので、全体的な流れも注視しながら検討を重ねて参りたいと考えております。

塩田委員                    性別、性のマイノリティについて、名簿もそうですが、特に制服についても悩まれている事例があるそうですので、男女で決められた制服を着ること自体、違和感がある子どもにとっては、こういった子どもや保護者の目に触れる名簿に男女の区別をしない配慮があるのはいいことだと思ひ反面、将来的に制服などの選択肢が増えてくる状況になってくると、学校側での管理上、やはり男女を区別した名簿も別に必要になってくると感じました。

学校教育課長 先ほども申しあげましたとおり、出席簿では性別を分けないこととなりますが、実際の業務をやっていく上では、どうしても性別を記載した名簿、書類などが別に必要になってくるのは、ご指摘のとおりだと思います。

まずは、こういった出席簿から、教師や子供たちの意識も変えていきたいと考えております。

近藤委員 このように男女で区別しない名簿となると、男女混合の名簿の書き方、例えば順番等については、学校に任せるのでしょうか。

学校教育課長 このように改正をした以上、学校側には、性別を分けない名簿となるよう指導していきたいと考えております。

また、記載する順番については、氏名のあいうえお順で進めたいと考えております。

永田教育長 今後、施設等において例えば男女別のトイレの数や名称など文言等の整理も必要になる場合も出てくるでしょうし、スポーツテストなど、男女の区別をどうしていくかなど、いろいろな関連性が出てくると思いますので、今後、この件に関しては、注視していかなければならないですし、関係各課で情報を共有しながら対応していけるようにしないといけないと思います。

永田教育長 他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第58号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第58号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第59号「南島原市有家総合運動公園整備検討委員会設置要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

スポーツ振興課長 議案第59号「南島原市有家総合運動公園整備検討委員会設置要綱を廃止する告示について」をご説明いたします。

南島原市有家総合運動公園整備の基本構想、及び基本計画の策定が完了し、一定の役割を終えたことにより設置の必要が無くなったため廃止するものでございます。

附則で、施行日を令和3年1月1日と定めております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。

「議案第59号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第59号」については、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程 第6 その他

永田教育長  
永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

永田教育長

小学校 認定 2人

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しましたので、以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、1月28日、木曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

永田教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長

{令和2年度市内小・中学校の卒業式・令和3年度入学式における新型コロナウイルス感染症への対応方針(案)について説明}

(有家小学校、蒲河小学校及び新切小学校の閉校記念式典について説明)

(有家ブロック小学校統合だより12月号及び校歌について説明)

生涯学習課長

(令和3年南島原市成人式の中止について説明)

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

#### 日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時50分

会議録署名人

教育委員

記録職員